

(証券コード 7952)  
平成25年 6 月 7 日

株 主 各 位

静岡県浜松市中区寺島町200番地

**株式会社河合楽器製作所**

代表取締役社長 河合 弘 隆

## 第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年 6 月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区寺島町200番地 当社本社10号館
3. 目 的 事 項

### 報 告 事 項

1. 第86期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の配当の件
- 第 2 号議案 取締役 9 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

#### 4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawai.co.jp/ir/kabu/sokai.asp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載いたしました連結注記表および個別注記表を含んでおります。

以 上

- 
- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawai.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景として緩やかな景気回復の動きが見られたものの、欧州金融不安の長期化や中国経済の成長鈍化などによる世界経済低迷の状況の中、個人消費の落ち込みや企業の生産活動が停滞するなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは「限りある資源を有効活用し、地球にやさしいモノづくりをめざす」、「幼児から高齢者まで、心の豊かさと体の健康づくりを支援」、「グローバルブランドの確立をめざす」を長期ビジョンとした「第3次中期経営計画」（平成22年4月～平成25年3月）の遂行に取り組んでまいりました。

同計画の最終年度にあたる当連結会計年度は、楽器事業においてモデルチェンジした最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を軸としたグローバルブランドの確立に取り組み、世界最大のピアノ市場である中国において販売・音楽教室・調律の三位一体体制により事業拡大に積極的に注力しました。生産面では中国に電子ピアノの生産会社を設立しグローバル生産体制の強化を図り、販売面では国内の主力店舗をリニューアルし、海外ではインドネシアをはじめ新興国で販売網の拡大を進めるなど収益拡大に取り組みました。教育関連事業では将来成長が期待される新興国での音楽教室の展開や国内での幼稚園・保育園教場の開拓に積極的に取り組み、素材加工事業においては受注量の拡大や生産性の向上に努めました。

その結果、楽器事業においては中国市場で順調に推移したものの、欧米や国内でのピアノ売上の減少をカバーするには至らず、また素材加工事業における受注減少、情報関連事業における大型案件の受注減少などがあり、当連結会計年度の売上高は 54,740百万円（前年度比 3,318百万円 5.7%減）となりました。このうち国内売上高は 38,898百万円（前年度比 3,229百万円 7.7%減）となり、海外売上高は 15,842百万円（前年度比 89百万円 0.6%減）となりました。

損益につきましては、営業利益は 1,171百万円（前年度比 1,357百万円減益）となり、経常利益は円安進行による為替差益の発生があり 1,694百万円（前年度比 806百万円減益）、当期純利益は 943百万円（前年度比 665百万円減益）となりました。

また、総資産は 36,882百万円（前年度比 356百万円増）、有利子負債は 3,177百万円（前年度比 896百万円減）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

### <楽器事業>

当セグメントのうち、ピアノについては、海外販売は中国では引き続き堅調に推移しましたが、欧米などにおいて個人消費の低迷や円高の影響により減少しました。国内販売は『Shigeru Kawai』を中心とした積極的な拡販に注力しましたが、グランドピアノ、アップライトピアノともに景気停滞を背景とした消費マインドの冷え込みにより減少しました。

電子ピアノについては、主に海外において好調に推移し、特に中国での販売が本格化したことなどもあり伸長しました。電子オルガンについては大型機種の販売が減少しました。

この結果、売上高は 25,772百万円（前年度比 622百万円 2.4%減）となり、損益面では売上高の減少、急速な円安による原価の高騰、在庫調整による生産効率の悪化などにより 300百万円の営業損失（前年度比 1,080百万円悪化）となりました。

### <教育関連事業>

当セグメントのうち、音楽教室事業は幼稚園・保育園教場の開拓に積極的に取り組みましたが、生徒数の回復に至らず、体育事業を合わせた売上高は 17,368百万円（前年度比 464百万円 2.6%減）となり、営業利益は 1,343百万円（前年度比 156百万円減益）となりました。

### <素材加工事業>

当セグメントは、電子電気部品の金属材料加工、自動車部品の材料加工、防音室・音響部材の生産販売等が主な内容です。自動車関連において受注の増加がありましたが、半導体市場の低迷による受注減少の影響が大きく、売上高は 8,856百万円（前年度比 681百万円 7.1%減）となり、営業利益は 465百万円（前年度比 69百万円減益）となりました。

### <情報関連事業>

当セグメントは、IT機器の販売・保守およびコンピュータソフトウェアの販売等が主な内容です。主にIT機器の大型案件の受注減少などにより、売上高は 2,510百万円（前年度比 1,542百万円 38.1%減）となり、営業損失は 13百万円（前年度比 9百万円悪化）となりました。

### <その他>

その他の事業としては、金融関連事業、保険代理店等の事業があり、売上高は

232百万円（前年度比 8百万円 3.3%減）となり、営業損失は 32百万円（前年度比 8百万円悪化）となりました。

## 事業セグメント別売上高

区 分	第85期 (23.4～24.3)		第86期 (当連結会計年度) (24.4～25.3)		前年度比 増減額 (△は減) (百万円)	前年度比 増減率 (△は減) (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)		
楽 器 事 業	26,394	45.5	25,772	47.1	△622	△2.4
教 育 関 連 事 業	17,832	30.7	17,368	31.7	△464	△2.6
素 材 加 工 事 業	9,537	16.4	8,856	16.2	△681	△7.1
情 報 関 連 事 業	4,052	7.0	2,510	4.6	△1,542	△38.1
そ の 他	240	0.4	232	0.4	△8	△3.3
合 計	58,058	100.0	54,740	100.0	△3,318	△5.7

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は1,622百万円であります。その内訳は、生産関係設備に対する投資が992百万円、営業関係設備に対する投資が629百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金については、自己資金および金融機関からの借入によりまかなっております。

### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、欧州の経済活動の停滞や中国の成長鈍化が懸念され、かつ為替変動の不安もあり依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま。

このような中、当社グループは新たに平成25年4月から平成28年3月までの3年間を期間とする「第4次中期経営計画」を策定し、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造改革による収益力のある成長企業を目指すとともに、国内楽器事業で培った三位一体体制のグローバルな展開等に取り組んでまいります。

同計画では、将来ビジョンとして「グローバルブランドを確立する」、「音楽文化普及に貢献する」、「お客様や株主の皆様からの高い信頼を得る」、「収益性を高め継続的な発展を目指す」を掲げ、成長戦略として以下の主要戦略を策定し、重点的に実施してまいります。

楽器事業においては、グローバルブランドの確立に向け、最高級グランドピアノ

ノ『Shigeru Kawai』への重点投資を行うとともに、音楽家支援、グローバルなコンサート開催等による音楽文化普及への貢献活動を進めてまいります。成長が続く中国市場においては都市部でのカワイ専門店の展開、音楽教室の本格展開、アフターサービス網の整備により三位一体体制の確立を図るとともに、主要音楽大学との連携を強化しカワイブランドの定着を図ってまいります。また、ロシア、中南米といった新興市場では、世界戦略モデルの投入による市場開拓や販売活動の展開に注力してまいります。一方、国内市場では、ITを活用した新たな営業スタイルの導入や地域販売体制の確立（ユニット化）を目指してまいります。

教育関連事業においては、音楽教室事業では、国内で培った教室運営ノウハウを活かしたインドネシアおよびアジア各国での音楽教室の本格展開を進めるとともに、国内での市場ニーズに即した魅力ある音楽教室の展開を進めるとともに、体育事業では、健康増進事業を含めた体育教室の多角的な展開を進めてまいります。

素材加工事業においては、金属事業では自動車C V T向け材料加工分野における世界NO. 1企業を目指し量産体制構築による生産体制の強化を図るとともに、半導体、C V Tに次ぐ第3の柱の構築を図ってまいります。

これらの施策を実施することにより安定的な利益を確保し、着実な成長を図ってまいります所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

区分	期別	第83期 (21.4～22.3)	第84期 (22.4～23.3)	第85期 (23.4～24.3)	第86期 (当連結会計年度) (24.4～25.3)
売上高 (百万円)		56,057	58,601	58,058	54,740
経常利益 (百万円)		1,929	2,269	2,500	1,694
当期純利益 (百万円)		1,319	1,859	1,608	943
1株当たり当期純利益 (円)		15.43	21.75	18.81	11.06
総資産 (百万円)		37,911	37,747	36,525	36,882
純資産 (百万円)		12,555	13,692	14,758	16,032

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しておりません。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カワイアメリカコーポレーション	28,000 千US\$	100.0%	米国における楽器の卸販売
カワイヨーロッパ GmbH	7,358 千Eur	100.0	欧州における楽器の卸販売
PT. カワイインドネシア	10,600 千US\$	100.0	楽器および楽器部品の製造
カワイ精密金属株式会社	200,000 千円	100.0	精密異形圧延技術による各種金属の加工および販売

## (7) 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
楽器事業	楽器（ピアノ、電子楽器等）の製造仕入・販売、楽器の調律・修理
教育関連事業	音楽教室および体育教室の運営、楽譜および音楽教育用ソフトの制作・販売
素材加工事業	電子電気部品用金属材料の加工、自動車部品用材料の加工、防音室および音響部材の製造・販売
情報関連事業	IT機器の販売・保守、コンピュータソフトウェアの開発・販売

## (8) 主要な営業所および工場

### ①当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	浜松市中区
関 東 支 社	東京都渋谷区
中 部 支 社	名古屋市中区
関 西 支 社	大阪市中央区
竜 洋 工 場	静岡県磐田市

### ②主要な子会社の事業所

#### <販売会社>

名 称	所 在 地
カワイアメリカコーポレーション	アメリカ
カワイヨーロッパ GmbH	ドイツ
河合貿易（上海）有限公司	中国

#### <生産会社>

名 称	所 在 地
PT. カワイインドネシア	インドネシア
河合楽器（寧波）有限公司	中国（ピアノ部品）
カワイ精密金属株式会社	浜松市北区および長野県松本市

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,812名	28名増

### ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,400名	69名減	45.4歳	22.8年

(注) 上記の他に outwarder 210名（前事業年度末比 8名減）および臨時従業員 221名（前事業年度末比 8名減）があります。



## (10) 主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	510百万円
株式会社静岡銀行	429
三井住友信託銀行株式会社	414
株式会社三井住友銀行	346

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 342,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 84,662,440株（自己株式948,168株を除く）
- (3) 株主数 8,873名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社河合社団	4,778千株	5.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,687	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,182	4.9
東京海上日動火災保険株式会社	2,750	3.2
明治安田生命保険相互会社	2,700	3.2
カワイ従業員持株会	2,625	3.1
河合楽器取引先持株会	2,422	2.9
共栄火災海上保険株式会社	2,250	2.7
株式会社静岡銀行	2,040	2.4
日本生命保険相互会社	1,873	2.2

(注) 持株比率については自己株式（948,168株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 弘 隆	一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団 代表理事
		カワイ精密金属株式会社 取締役
		株式会社河合社団 監査役
取 締 役	佐 野 良 夫	副社長執行役員・総務人事部長兼生産統括部長
		PT. カワイインドネシア 取締役
		カワイ精密金属株式会社 取締役
取 締 役	小 倉 克 夫	常務執行役員・海外統括部長
取 締 役	大 窪 素 雄	常務執行役員・国内営業本部長
取 締 役	村 上 二 郎	常務執行役員・電子楽器事業部長
		PT. カワイインドネシア 取締役
		メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長
取 締 役	金 子 和 裕	上席執行役員・総合企画部長
取 締 役	片 桐 一 成	片桐一成法律事務所
監 査 役（常勤）	河 崎 哲 男	PT. カワイインドネシア コミサリス（監査役）
監 査 役（常勤）	嶋 岡 伸 治	カワイ精密金属株式会社 監査役
監 査 役	都 築 知 也	都築知也税理士事務所
監 査 役	田 畑 隆 久	田畑公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役 片桐一成氏は社外取締役であります。
2. 監査役 都築知也氏および田畑隆久氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 片桐一成氏、監査役 都築知也氏および田畑隆久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 都築知也氏は税理士の資格を有し、各地の税務署長を歴任され、監査役 田畑隆久氏は公認会計士の資格を有し、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 片桐一成氏および監査役 河崎哲男氏は、平成24年6月28日開催の第85期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役 河崎哲男氏および監査役 高木和氏は、平成24年6月28日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	8名	149,700千円	(うち社外取締役 1名 4,500千円)
監査役	5名	43,200千円	(うち社外監査役 2名 14,400千円)
合 計	13名	192,900千円	

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の人数には、平成24年6月28日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。  
 3. 平成元年6月29日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額は、月額2,000万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）、監査役については月額400万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ロ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

	取締役会	監査役会	発 言 状 況
取締役 片桐一成	8 回 中 8 回 (100%)	—	弁護士として、法的見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 都築知也	11 回 中 11 回 (100%)	15 回 中 15 回 (100%)	税理士として、財務・会計の見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 田畑隆久	11 回 中 11 回 (100%)	15 回 中 15 回 (100%)	公認会計士として、財務・会計の見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 明治監査法人
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人の独立性および監査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮し、監査役と十分な連携をとりつつ、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

### (5) 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、カワイアメリカコーポレーション、カワイヨーロッパ GmbH、PT. カワイインドネシアは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、株主の皆様や国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の基本と考え、その実現

に向け、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、当社グループの全役員および従業員等が遵守すべき事項を定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規程」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。

- (b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、社内通報制度を構築し、その展開に努めております。
- (c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っております。
- (d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の保存および管理については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程類を整備し、その対象、保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、規程類の見直しを進めております。

#### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、「リスクマネジメント基本規程」を制定、施行するとともに、当社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、コンプライアンス、環境問題、情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。
- (b) 「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取締役会に報告するものとしております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。

#### ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少数に留め、取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制を

とっております。

- (b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応するため、取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の重要事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (c) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るため、経営テーマに応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社および関係会社に対しては、当社としての担当役員および管掌部門を置き、子会社および関係会社における経営状況等の総括的管理を行う体制をとっております。
- (b) 内部監査部門は、当社規程に準じて、各子会社および関係会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査するものとしております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについては求めておりません。

ト. 監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものいたします。

チ. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしております。
- (b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行うことができるものとしております。

リ、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役に対し、当社取締役および当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。
- (b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第41条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、連結配当性向20%以上を目標としております。また、当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。

この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては1株につき4円とさせていただきます。平成25年6月27日開催予定の第86期定時株主総会において付議させていただきます。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

イ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様からの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に当社の株主となっただき、また、その様々なご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様から十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からの様々な意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の主軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えております。

#### ロ. 基本方針に関する取組み

##### (a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ. の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(i) 当社は、平成28年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第4次中期経営計画」を、平成25年4月1日よりスタートさせております。「第4次中期経営計画」では、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造変革による収益力のある成長企業を目指すとともに、国内楽器事業で培った三位一体体制のグローバルな展開に取り組んでまいります。なお、「第4次中期経営計画」の詳細につきましては、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題の中で記載いたしましたとおりです。

(ii) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監査に当たらせております。加えて、平成24年6月からは新たに社外取締役を選任することによりさらなるガバナンスの強化を図っております。

(iii) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。



- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会における株主の皆様のご承認により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成22年6月29日開催の第83期定時株主総会における株主の皆様のご承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「旧プラン」といいます。）として更新してまいりましたが、旧プランの有効期間の満了に伴い平成25年5月28日開催の当社取締役会において、同年6月27日開催予定の第86期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生条件として、旧プランの内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決議しております。

- 株主の皆様にお諮りする本プランの詳細は、本定時株主総会の招集ご通知の株主総会参考書類における第4号議案に記載いたしましたとおりです。
- ハ. 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことについて

- (a) ロ. (a) の取組みについて

「第4次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員としての地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の採用、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員としての地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員としての地位を維持するものでもないと考えております。

- (b) ロ. (b) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- (i) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提

供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様様の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

- (ii) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値および株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- (iii) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りすることとしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の皆様様の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることを努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,511,344</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,585,317</b>
現金及び預金	6,128,023	支払手形及び買掛金	2,974,904
受取手形及び売掛金	5,338,338	短期借入金	2,644,834
商品及び製品	3,684,033	未払金	1,650,809
仕掛品	1,397,064	未払法人税等	288,422
原材料及び貯蔵品	1,596,058	未払事業所税	48,409
繰延税金資産	562,635	賞与引当金	966,668
その他	1,052,359	製品保証引当金	54,254
貸倒引当金	△247,168	資産除去債務	5,005
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,370,694</b>	リース債務	39,677
<b>有形固定資産</b>	<b>14,047,846</b>	その他	1,912,330
建物及び構築物	4,981,811	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,264,476</b>
機械装置及び運搬具	2,163,249	長期借入金	532,255
土地	6,094,843	繰延税金負債	130,195
リース資産	136,782	退職給付引当金	8,538,264
建設仮勘定	139,243	リース債務	103,917
その他	531,916	環境対策引当金	44,713
<b>無形固定資産</b>	<b>570,385</b>	資産除去債務	652,857
ソフトウェア	222,033	その他	262,272
その他	348,352	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,849,793</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,752,461</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,066,084	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,874,493</b>
繰延税金資産	214,146	資本金	6,609,762
その他	1,552,064	資本剰余金	744,565
貸倒引当金	△79,833	利益剰余金	9,679,179
		自己株式	△159,013
		その他の包括利益累計額	△888,668
		その他有価証券評価差額金	244,090
		為替換算調整勘定	△1,132,758
		<b>少数株主持分</b>	<b>46,419</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,032,244</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>36,882,038</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>36,882,038</b>

# 連結損益計算書

自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		54,740,324
売 上 原 価		41,224,279
売 上 総 利 益		13,516,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,344,741
営 業 利 益		1,171,303
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,729	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,303	
為 替 差 益	602,098	
そ の 他	164,958	825,090
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,381	
そ の 他	223,995	302,376
経 常 利 益		1,694,016
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	486	
補 助 金 収 入	7,704	
そ の 他	121	8,312
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,296	
固 定 資 産 売 却 損	80	18,377
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,683,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	699,873	
法 人 税 等 調 整 額	44,000	743,873
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		940,078
少 数 株 主 損 失	△3,351	△3,351
当 期 純 利 益		943,430

## 連結株主資本等変動計算書

自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年 4月 1日 残高	6,609,762	744,565	9,077,835	△14,337	16,417,825
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△342,086		△342,086
当期純利益			943,430		943,430
自己株式の取得				△144,675	△144,675
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	601,344	△144,675	456,668
平成25年 3月 31日 残高	6,609,762	744,565	9,679,179	△159,013	16,874,493

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成24年 4月 1日 残高	168,613	△1,827,450	△1,658,837	—	14,758,987
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			—		△342,086
当期純利益			—		943,430
自己株式の取得			—		△144,675
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	75,476	694,692	770,168	46,419	816,588
連結会計年度中の変動額合計	75,476	694,692	770,168	46,419	1,273,256
平成25年 3月 31日 残高	244,090	△1,132,758	△888,668	46,419	16,032,244

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月21日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御中

### 明治監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	堀江清久	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	笹山淳	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚越継弘	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第86期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月27日

株式会社 河合楽器製作所 監査役会

常勤監査役 河崎 哲男 ⑩

常勤監査役 嶋岡 伸治 ⑩

社外監査役 都築 知也 ⑩

社外監査役 田畑 隆久 ⑩

# 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	12,834,940	流動負債	10,138,287
現金及び預金	2,945,719	支払手形	1,097,024
受取手形	327,527	買掛金	1,838,835
売掛金	3,740,967	短期借入金	2,844,000
商品及び製品	1,771,578	1年内返済予定長期借入金	696,618
仕掛品	744,681	未払金	1,482,431
原材料及び貯蔵品	698,781	未払法人税等	201,200
前払費用	1,413	未払事業所税	35,200
繰延税金資産	288,907	未払消費税等	108,772
短期貸付金	369,887	未払費用	529,625
未収入金	253,935	前受金	63,233
その他の金	1,467,112	前受り収益	55,897
貸倒引当金	239,427	預り金	198,409
	△15,000	賞与引当金	830,558
固定資産	17,262,947	設備購入支払手形	2,375
有形固定資産	9,943,185	設備購入未払金	107,991
建物	2,923,538	リース債務	41,107
構築物	139,585	資産除去債務	5,005
機械及び装置	666,782		
車両運搬具	1,088	固定負債	9,344,206
工具、器具及び備品	337,098	長期借入金	519,755
土地	5,650,430	退職給付引当金	7,794,283
リース資産	137,189	預り保証金	220,442
建設仮勘定	87,471	長期未払金	17,506
無形固定資産	318,184	リース債務	102,907
借地権	27,000	環境対策引当金	36,288
電話加入権	72,151	資産除去債務	652,857
ソフトウェア	195,302	その他	165
その他の他	23,730	負債合計	19,482,493
投資その他の資産	7,001,577	純資産の部	
投資有価証券	587,013	株主資本	10,389,881
関係会社株式	3,609,440	資本	6,609,762
関係会社出資金	1,219,774	資本剰余金	744,565
破産更生債権等	15,546	資本準備金	744,565
長期前払費用	9,480	利益剰余金	3,194,567
繰延税金資産	177,202	利益準備金	192,449
敷金の他	1,296,219	その他利益剰余金	3,002,117
その他の他	124,801	繰越利益剰余金	3,002,117
貸倒引当金	△20,000	自己株式	△159,013
投資損失引当金	△17,900	評価・換算差額等	225,513
		その他有価証券評価差額金	225,513
資産合計	30,097,888	純資産合計	10,615,394
		負債及び純資産合計	30,097,888



# 損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		46,006,476
売 上 原 価		36,356,098
売 上 総 利 益		9,650,377
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,541,915
営 業 利 益		108,461
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	95,021	
為 替 差 益	501,499	
そ の 他	255,060	851,581
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81,644	
そ の 他	218,814	300,458
経 常 利 益		659,584
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,083	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	449	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,900	20,433
税 引 前 当 期 純 利 益		639,150
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	307,724	
法 人 税 等 調 整 額	63,501	371,226
当 期 純 利 益		267,924

# 株主資本等変動計算書

自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金		
平成24年4月1日残高	6,609,762	744,565	744,565	158,240	3,110,488	3,268,729	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			—		△342,086	△342,086	
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			—	34,208	△34,208	—	
当期純利益			—		267,924	267,924	
自己株式の取得			—			—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—			—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	34,208	△108,370	△74,162	
平成25年3月31日残高	6,609,762	744,565	744,565	192,449	3,002,117	3,194,567	

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成24年4月1日残高	△14,337	10,608,718	156,963	10,765,682
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△342,086		△342,086
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—		—
当期純利益		267,924		267,924
自己株式の取得	△144,675	△144,675		△144,675
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	68,550	68,550
事業年度中の変動額合計	△144,675	△218,837	68,550	△150,287
平成25年3月31日残高	△159,013	10,389,881	225,513	10,615,394

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月21日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御中

### 明治監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	堀江清久	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	笹山淳	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚越継弘	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月27日

株式会社 河合楽器製作所	監査役会
常勤監査役	河 崎 哲 男 ㊟
常勤監査役	嶋 岡 伸 治 ㊟
社外監査役	都 築 知 也 ㊟
社外監査役	田 畑 隆 久 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、現在は原則として期末配当のみを行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては株主各位の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は338,649,760円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役全員7名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者全員は、本総会の第4号議案の承認を条件に更新予定の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に賛成する旨を表明しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわい ひろたか 河合 弘 隆 (昭和22年6月27日生)	昭和51年1月 当社入社 昭和54年8月 当社取締役 昭和58年8月 当社常務取締役 昭和60年8月 当社代表取締役専務 昭和62年6月 当社代表取締役副社長 平成元年10月 当社代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団 代表理事 カワイ精密金属株式会社 取締役 株式会社河合社団 監査役	株 1,076,000
2	さ の よしお 佐野 良 夫 (昭和24年12月12日生)	昭和40年4月 当社入社 平成12年4月 株式会社カワイハイパーウッド 中郡工場長 平成14年6月 株式会社カワイハイパーウッド 代表取締役社長 平成16年8月 当社塗装事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役（現任） 当社上席執行役員 当社総務人事部長（現任） 平成23年6月 当社副社長執行役員（現任） 平成24年5月 当社生産統括部長  (重要な兼職の状況) P.T. カワイインドネシア 取締役	株 82,000

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	むらかみ じろう 村上 二郎 (昭和24年5月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年11月 当社電子楽器事業本部次長 平成16年4月 当社電子楽器事業部長 平成17年6月 当社執行役員 平成23年4月 メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成23年6月 当社取締役 (現任) 当社上席執行役員 平成24年6月 当社常務執行役員 (現任) 平成25年4月 当社楽器製造本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長 P.T. カワイインドネシア 取締役	株 28,000
4	かねこ かずひろ 金子 和裕 (昭和28年11月10日生)	昭和53年4月 当社入社 平成元年4月 株式会社浜名湖国際脳センター 出向 平成19年8月 当社秘書室次長 平成21年2月 当社秘書室長 平成22年5月 当社総合企画部長 (現任) 平成23年6月 当社取締役 (現任) 当社上席執行役員 (現任) 平成25年4月 当社経理財務部長 (現任)	株 38,000
5	おぐら かつお 小倉 克夫 (昭和23年11月1日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年2月 カワイヨーロッパGmbH支配人 平成16年6月 当社楽器事業本部海外統括部長 平成17年6月 当社上席執行役員 平成18年6月 当社海外統括部長 当社取締役 (現任) 平成23年6月 当社常務執行役員 (現任) 平成25年4月 当社海外事業戦略担当 (現任)	株 90,000
6	かたぎり いちせい 片桐 一成 (昭和22年7月9日生)	昭和60年4月 弁護士登録 片桐一成法律事務所開設 平成22年6月 当社補欠監査役 平成24年6月 当社社外取締役 (現任)  (重要な兼職の状況) 片桐一成法律事務所 代表	株 1,000

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
* 7	いながき まこと 稲 垣 誠 (昭和25年12月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成6年2月 カワイ精密金属株式会社 浜松工場長 平成17年6月 当社金属事業部長 平成19年6月 当社執行役員(現任) 平成23年6月 カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長 平成25年4月 当社素材加工事業担当(現任)  (重要な兼職の状況) カワイ精密金属株式会社 取締役	株 29,000
* 8	くさか まさかず 日 下 昌 和 (昭和28年11月12日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年4月 当社関東支社副支社長 平成20年2月 当社中部支社長 平成20年6月 当社執行役員(現任) 平成21年2月 当社関東支社長 平成25年4月 当社国内営業本部長(現任)	株 18,000
* 9	にしお まさゆき 西 尾 正 由 紀 (昭和28年12月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社海外統括部次長 平成17年2月 当社マーケティング戦略室長 平成18年2月 当社海外統括部営業部長 平成20年8月 当社執行役員(現任) 平成25年4月 当社海外統括部長(現任)  (重要な兼職の状況) カワイアメリカコーポレーション 取締役 カワイヨーロッパGmbH 取締役	株 25,000

(注) 1. \*は新任候補者であります。

2. 取締役候補者 河合弘隆氏は一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団の代表理事を兼ね、当社は同財団に対する寄付金の拠出ならびに建物の賃貸借等の取引関係があります。

その他の各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。

①取締役候補者 片桐一成氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②取締役候補者 片桐一成氏を社外取締役に候補者とした理由は、弁護士としての豊富な知見および高い見識を有され、専門的見地から当社経営に対し、有用な助言、監督をいただいております、引き続き適切な指導をいただくことを期待するためであります。なお、同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

③取締役候補者 片桐一成氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。

④当社は社外取締役にその期待される役割を十分に発揮されるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役候補者 片桐一成氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 嶋岡伸治氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者は監査役 嶋岡伸治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第31条第2項の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
すずき しゅういち 鈴木 秀一  (昭和27年3月2日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年4月 当社金属事業部次長 平成18年8月 当社財務部副部長 平成18年12月 当社財務部長 平成21年2月 当社経理財務部長 平成25年4月 当社経理財務部長付(現任)	株 9,000

(注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。

2. 監査役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)更新の件

平成22年6月29日開催の第83期定時株主総会決議に基づき更新いたしました、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「旧プラン」といいます。)の有効期間は本総会終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了を迎えるにあたり、平成25年5月28日開催の取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、基本的に旧プランの内容を継承した上で、その内容を一部改定し、新たな対応方針として下記の内容にて更新(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。

つきましては、本プランにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、主な変更点は、独立委員会が、大規模買付情報が不完全と判断した際に、大規模買付者に対し、追加的な情報の提供を求めることができる期限を明確化したこと等であります。

## 記

### 1. 本プラン更新の目的

- (1) 当社における企業価値および株主共同の利益の確保および向上のための取り組み

#### ① 経営の理念

当社は、「創造性豊かな好感度企業をめざして」

- (i) 快適で豊かな生活環境を創造すること

- (ii) お客様の満足を第一に商品・サービスを提供すること
- (iii) 新しい時代に向かって企業活動を推進すること
- (iv) 社員を大切にし、明るい企業をめざすこと

を「経営の理念」に掲げ、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーにお客様に提供していくことで、当社における企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることに努めております。

## ② 当社における企業価値および株主共同の利益の源泉

当社は楽器製造販売業として、創業者の夢であった「世界一のピアノづくり」を目指して、その専門知識、経験、ノウハウの蓄積に努めてまいりました。ピアノづくりは100年事業との認識のもとに、この夢の実現に向け、さらなる品質の向上および技術革新に努めております。

また当社は、伝統に裏づけされた楽器製造販売事業より派生した周辺事業、具体的には全国に約5,000箇所の直営教室を展開する音楽教室事業、子ども対象の体育教室および近年注目を浴びております成人・高齢者向けの健康教室等を展開する体育事業、楽器の発音体の製法研究から生まれた高精度な圧延技術による金属事業、ピアノ塗装から生まれた本塗塗装技術による塗装事業等の成長にも支えられ現在に至っており、これらの事業が相互に機能することにより当社ブランドイメージを向上させ、企業価値を生み出しております。

特に国内における楽器販売および音楽教室事業におきましては、お客様に音楽教室でピアノを学んでいただき、製品を購入していただき、調律等アフターサービスをさせていただくといった、直販制度を取り入れた当社ならではのビジネスモデルを構築しており、また近年は国内のみでなく海外、特にアジアを中心にかかるビジネスモデルでの展開を推進しており、ピアノという息の長い商品を通じた、お客様との継続的な信頼関係をもとに事業活動を進めております。

さらに当社では、昭和38年以来今日までカワイ音楽振興会により、数多くの著名音楽家の招聘を実現し、日本の音楽文化の発展に寄与するとともに、延べ2,100回を超えるカワイコンサートの開催によって、地方においても良質な演奏を聞くことのできる機会を創出してまいりました。このような音楽普及活動は、メーカーとして単に楽器を提供するのみでなく、様々なジャンルの音楽家・演奏家との不断の良好な関係を維持することで、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様のご理解・ご共感をいただけたことにより成り立っているものと理解しております。

こうした当社グループのハード、ソフト両面からの事業活動の推進が、当社における企業価値および株主共同の利益の源泉であると考えております。

### ③ 第4次中期経営計画

当社は、平成28年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第4次中期経営計画」を本年4月1日よりスタートさせました。この「第4次中期経営計画」においては、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造改革による収益力のある成長企業を目指すとともに、国内楽器事業で培った三位一体体制（当社独自の販売・音楽教室・ピアノ調律の各部門が連携しお客様をサポートする体制）のグローバルな展開に取り組む所存であります。

「第4次中期経営計画」の具体的な施策等につきましては、本総会の招集ご通知の添付書類であります第86期事業報告の1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題において記載いたしましたとおりであります。

同計画における主要施策の着実な実行が、当社における企業価値の拡大、株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

### ④ 企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みについて

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレートガバナンスの強化を重要な課題に掲げ、これに取り組んできております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用し、業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年としております。

また、現在、独立性の高い社外監査役を選任し取締役の業務執行の監査に当たらせております。加えて、平成24年6月からは新たに社外取締役を選任することによりさらなるコーポレートガバナンスの強化を図っております。

今後も引き続きコーポレートガバナンス強化の諸施策を推し進めると同時に機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

### (2) 本プラン更新の必要性

当社は、前述のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウおよび国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

また、当社事業の軸は音楽および教育といった分野であり、これらは単にハードやソフトを提供するというにとどまらず、文化に深く関わる事

業であります。さらに、社会貢献としての不断の音楽普及活動も重要な事業要素と考えております。特に幼児教育の分野は、将来ある幼児の心身両面の健康に少なからず影響を及ぼすものと考えております。したがって、このような特殊な事業の運営には、経済的な側面からのみでなく、文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例も少なくありません。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為（以下、「株券等の大量買付け」といいます。）であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものであると考えております。

もっとも、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握していただく必要があると同時に、当社事業の文化的側面も十分考慮していただく必要があるものと考えております。そのためには、株券等の大量買付けを行おうとする者から、当該買付けを実際に行うに先立って、株主の皆様当該買付けについての情報が提供された上で、株券等の大量買付けに応じるか否かを検討する十分な時間が確保されることが望ましいと考えております。また、株主の皆様にご判断を行っていただくためには、当社取締役会も、当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様にご情報を提供するとともに、株券等の大量買付けを評価し、これに対する意見を述べる必要があると考えております。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、当社に対する株券等の大量買付けが行われた際に、株券等の大量買付けを受け入れるか否かを株主の皆様が判断するために、当社取締役会が必要な情報を提供し、場合によっては代替案を提示するために必要となる情報や時間を確保し、また、当社取締役会が株券等の大量買付けを行う者と交渉を行う時間を確保すること等を可能とすることが重要であり、そのためには本プランを更新することが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付行為（２．において定義します。以下同じとします。）について、引き続きその実行に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、本プランを更新することといたしました。

なお、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行

う旨の通告や買収提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法のいかんを問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

## 3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手順によります。

### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、株主の皆様による判断および当社取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

もっとも、提供していただく情報の範囲および内容は、大規模買付行為の態様や内容いかんにより異なります。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「買付説明書」といいます。）を日本語にて作成し、当社取締役会に対して、これをご提出いただくこととします。

買付説明書には、以下を記入していただきます。

- (i) 大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称）
- (ii) 住所（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地）
- (iii) 法人または組合等の団体である場合はその設立準拠法
- (iv) 法人または組合等の団体である場合はその代表者の氏名
- (v) 日本国内における連絡先
- (vi) 企図する大規模買付行為の概要
- (vii) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当

## 社株券等の数

### (viii) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会は、大規模買付者から買付説明書を受領した場合、大規模買付者から買付説明書を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供します。また、買付説明書を受領した事実を、直ちに公表するとともに、その内容の概要について適当と認められる方法により、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、取締役会から提供を受けた買付説明書の内容について、取締役会から公表された概要に加え、さらに具体的な内容を株主の皆様への判断のために公表することが必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、当社取締役会を通じて公表いたします。

当社取締役会は、買付説明書の提出を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。

大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を日本語にて記載した書面を別途作成し、合理的な期間内に、当社取締役会に提出しなければならないこととします。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりとなります。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み、買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）および買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策など当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に関する方針・計画
- (e) 当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する処遇方針の変更の有無および変更する場合にはその内容

(f) その他取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、大規模買付情報を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供いたします。

独立委員会は、提供を受けた大規模買付情報につき、株主の皆様の判断のために公表が必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、当社取締役会を通じて公表いたします。

独立委員会は、当社取締役会から提供を受けた情報の内容を検討した結果、大規模買付情報として不十分であると判断した場合、大規模買付者に対し、当社取締役会を通じて、適宜期限を定めて追加的な情報の提供を求めることができます。(ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、大規模買付情報を受領した日から起算して60日を超えないものとします。)

かかる場合、大規模買付者は、当該期限までに求められた情報を記載した書面を日本語にて作成し、当社取締役会に対して提出しなければならないものとします。

なお、独立委員会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、直ちに、その旨を、当社取締役会を通じて、大規模買付者に通知するとともに(以下、「情報提供完了通知」といいます。)、適当と認められる方法により、公表いたします。大規模買付情報の提供が完了したか否かの判断に際し、独立委員会は、適宜必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある弁護士、公認会計士および投資銀行等の外部専門家等(以下、「外部専門家等」といいます。)の助言を得ることができるものとします。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した場合、当社取締役会において大規模買付行為および大規模買付情報を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、当社取締役会としての意見形成および代替案立案のために、大規模買付行為の態様および内容に応じた相当な期間が確保され、かかる期間の経過後に初めて大規模買付行為が開始されるべきものと考えております。

そこで、

- (a) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けにより当社株券等のすべての公開買付けを行う場合には、情報提供完了通知を行った日から起算して60日間を、
- (b) その他の大規模買付行為の場合には情報提供完了通知を行った日から起算して90日間を、

当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間

(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。ただし、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上のために、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、当社取締役会としての意見形成および代替案立案のために必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとしたします。当社取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他必要かつ適切と認める事項について、当該延長を決議した後、遅滞なく開示するものとしたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、大規模買付行為の評価および検討、当社取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしたします。その際、当社取締役会は、適宜必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家等の助言を得ることとしたします。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合、直ちに、大規模買付者に対して通知するとともに、適当と認められる方法によりその旨を公表いたします。

### (3) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても大規模買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、当社取締役会により恣意的な判断が行われる可能性を排除するため、独立委員会規程（概要につきましては別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が大規模買付ルールに関する各種判断をするための諮問機関とすることとしております。

かかる独立委員会は3名の委員から構成されるものとし、独立委員会の委員は、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとしたします。本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

## 4. 当社取締役会による対抗措置

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに違反した場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無



償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行い、大規模買付行為に対抗する場合があります（以下、「対抗措置」といいます。）。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙4に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間および取得条項などを設けることがあります。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対する場合であっても、反対意見を表明したり、あるいは、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得することに努めるに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案を受け入れるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者または大規模買付行為が、以下のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置をとることといたします。

- (a) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの経営上重要な有形・無形の資産、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的で行っていると判断される場合
- (e) 最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け（いわゆる強圧的二段階買付け）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断

される場合（ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該当するわけではありません。）

- (f) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切な買付である場合

### (3) 対抗措置をとるにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。

独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとしますが、この際、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

さらに、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を提供した上で諮問することとします。

- (a) 大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合
- (b) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合

独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置を維持するか否かを検討することとしますが、かかる判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 5. 本プランの合理性および公正性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則ならびに経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書を充足するものであり、合理性および公正性が認められるものと考えております。

### (1) 企業価値および株主共同の利益の確保および向上

本プランは、上記1(2)で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目的として導入するものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本プランを予め開示するものです。

### (3) 株主意思の尊重

本プランは、本総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件としてその効力を発生させるものです。

また、当社は、本プランが本総会によりご承認された場合、3年ごとに、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本プランの更新の是非をお諮りしてまいります。さらに、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、本総会において本プランをご承認された場合、平成26年以降、毎年、定時株主総会における当社取締役の選任議案には各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后最初に開催される取締役会において、株主の皆様により選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することといたします。これにより、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止について、毎年、株主の皆様のご意思の反映を図ります。

### (4) 独立委員会の設置および外部専門家等の意見の取得

当社は、独立委員会を設置し、大規模買付者に対する対抗措置発動にあたっては、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が最終的な判断を行うものいたします。また、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言

を得ることができるものとしております。これらにより、当社取締役会の恣意的判断を防ぎ、その判断の客観性および合理性の担保が図られます。

(5) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止または不発動とすることができない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておらず、本プランは取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に当たって、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行うことがあります。新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使を行わなかった場合には、他の株主の皆様が権利行使の結果、当社株式1株あたりの議決権比率および経済的価値について希釈化が生じることになります。

しかしながら、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、当社は効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあり、これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じません。したがって、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手续にしたがい、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあります。この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、新株予約権を行使するための払込み等の手続を行うことなく（もつとも、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証明する旨の書面の提出等を求めることがあります。）、当社より、当社の当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取るようになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 7. その他

本プランの内容は、平成25年5月28日開催の当社取締役会において社外取締役を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向、金融商品取引所その他の公的機関の対応、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、これらの制定・改廃が行われ、かかる制定・改廃を本プランに反映させることが適切である場合、本プランの内容変更を伴わない軽微な字句の修正を行うことが適切である場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会の決議に基づいて、本プランを変更できるものとし、さらに必要に応じて本プランに代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

注1： 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け

等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2： 議決権割合とは、

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

- (i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または、
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3： 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

(別紙1)

## 大株主の状況

平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです（所有株式数の千株未満は切捨てて表示しております。）。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 の割合 (%)
株 式 会 社 河 合 社 団	4,778	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,687	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,182	4.9
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,750	3.2
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,700	3.2
カ ワ イ 従 業 員 持 株 会	2,625	3.1
河 合 楽 器 取 引 先 持 株 会	2,422	2.9
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	2,250	2.7
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,040	2.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,873	2.2
計	30,307	35.8

※ 発行済株式総数は自己株式948,168株を除いております。

(別紙 2)

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名とし、客観的かつ中立的な立場での判断を可能にするため、当社の業務執行を行う取締役から独立した当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
3. 委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、委員の再任は妨げないものとし、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合の委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
4. 当社社外監査役であった委員が当社の社外監査役でなくなった場合または委員が当社の定める資格要件を充足しなくなった場合には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
5. 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、各委員は、こうした決定にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を守る観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
6. 独立委員会は、その審議または決議を行うにあたり、必要に応じて、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含むが、これに限らない。）に対して、当社の費用で、助言を求めることができる。
7. 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、病気その他これに準ずるやむを得ない事由により欠席した独立委員がいる場合には、出席した独立委員の過半数をもってこれを行う。



(別紙3)

## 独立委員会の委員の氏名および略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。  
(記載は氏名の50音順としています。)

田 畑 隆 久 (昭和31年8月28日生)	昭和55年4月	株式会社東京會館入社
	昭和62年10月	太田昭和監査法人入社
	平成3年3月	公認会計士登録
	平成5年6月	田畑公認会計士事務所開設
	平成18年6月	当社補欠監査役
	平成22年6月	当社監査役(現任)
	平成22年6月	当社独立委員会委員(現任)
都 築 知 也 (昭和14年12月25日生)	昭和35年3月	国税庁税務講習所名古屋支部卒業
	平成7年7月	熱海税務署長
	平成8年7月	名古屋国税局査察部次長
	平成9年7月	浜松西税務署長
	平成10年9月	税理士開業
	平成16年6月	当社監査役(現任)
平成19年6月	当社独立委員会委員(現任)	
村 岡 茂 生 (昭和8年7月7日生)	昭和32年4月	通商産業省入省
	昭和61年6月	通商産業省通商政策局長
	昭和63年6月	通商産業省通商産業審議官
	平成7年6月	株式会社富士通総研代表取締役会長
	平成16年6月	双日株式会社取締役
平成17年4月	財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問(現任)	
平成20年6月	当社独立委員会委員(現任)	

※ 田畑隆久氏および都築知也氏は、現時点において会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、両氏と当社間に特別の利害関係はありません。

(別紙 4)

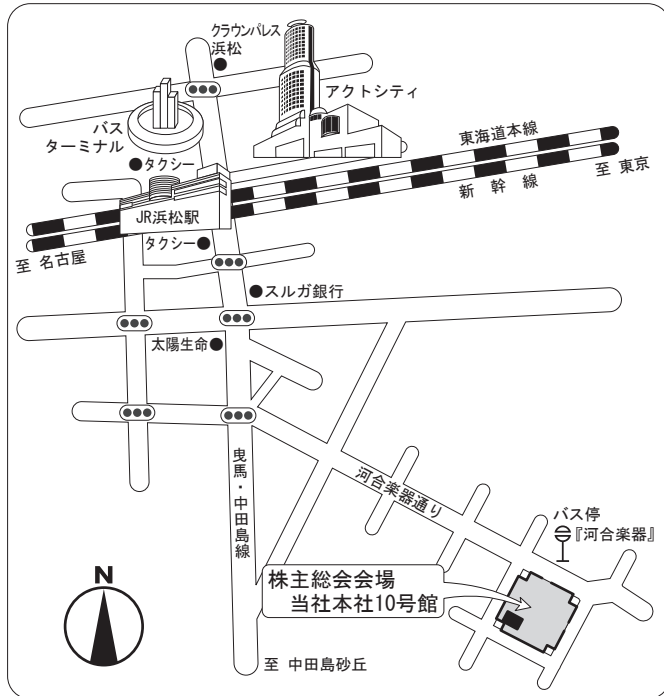
## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する普通株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
基準日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者、その共同保有者およびその特別利害関係者、ならびに、当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者および特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できないものとし、その他行使条件は、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 取得条項  
当社は、当社取締役会が定める日（以下、「取得日」という。）をもって、取得日の前日時点において未行使の新株予約権（ただし、取締役会により定められた行使条件、行使期間等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 変更可能性  
本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以上



# 株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市中区寺島町200番地

当社本社 10号館

交 通 J R 浜松駅より 徒歩10分

遠鉄バス 遠州浜行 河合楽器下車